

なかで、この計画に参加する数多いスタッフの一員として我々更生福祉分科会には、まず施設の基本能力の充実強化を課題として、処遇向上のための専門性の充実強化、『処遇困難ケースの研究』として問題提起されたものである。わが更生福祉分科会においては、従来、問題別研究会として、『アルコール中毒者対策研究会』および『精神障害者対策研究会』を設けて研究会を積んできたところであったが、上記のような提案と主旨をふまえ、昭和六十三年二月二十九日の総会で、六十三年度は精神障害やアルコール依存症その他を総合的に対象とする『処遇困難ケース研究会』を設け、さらに検討を深めて対象者の処遇向上と計画の推進にあたることになった」と記されています。

この研究会は、十四名の研究会委員により論議を深め、「施設の設定・機能・準拠法などの問題」「職員の能力・資質・チームワーク・組織などの問題」「医療をはじめ他社会資源との連携について」の三つの提言をまとめています。

## 精神保健ボランティアの養成

当時、県ボランティア・センターで対応する生活福祉相談やボランティア相談の中に、精神障害のある方から「話し相手がほしい」「働きたい」等の相談が入るようになってきていました。(財)県社会復帰援助会では「精神衛生ボランティア研究会」を開催するなどの

動きがあり、本会はそれを引き継ぐ形で、昭和五十七年に「精神衛生ボランティア研究会」を設置しています。

この委員会では、精神障害のある方が地域で生活していく上では、同じ地域に住む生活者の視点から精神保健ボランティアを育成する必要があり、障害当事者・家族・医療・保健関係者などが委員となり、受講生が精神障害のある方を具体的に支えていく活動を行うため、昭和五十九年、全国に先駆けて「精神衛生ボランティア講座」を開講し、この講座は、「精神保健ボランティア講座」として、市町村社協を中心に各地で開催されました。その後、受講生によるボランティアグループが相次いで生まれ、昭和六十三年には「県精神保健ボランティア連絡協議会」の結成につながっています。



平成2年、県福祉プラザが相談・情報・学習・福祉機器等展示の4つの基本機能を備え、人生80年時代の県民にむけたセンターとして開設されました

### (年表) 主な動き (昭和56年～平成2年)

昭和56.1	国際障害者年推進本部設置
4	本会から地域社協への職員派遣を本格実施
昭和57.3	中国残留日本人孤児問題懇談会発足
昭和58.5	市町村社協法制化
昭和60.4	県ホームヘルプ協会設立
昭和61.4	チェルノブイリ原子力発電所事故
昭和62.2	県「かながわ福祉プラン」策定
昭和62.4	国鉄分割民営化
昭和63.3	本会「在宅福祉サービス事業連絡会」開催
平成1.3	老人給食活動交流集会開催
平成2.4	県福祉プラザ、県福祉研修研究センター設置

## ニーズを把握し協働で解決を目指す

精神保健ボランティア講座は、相談などから把握された生活課題を、相談者一人の個人的な問題として終わらせることなく、地域のニーズとして汲み上げ、解決を目指して協働の取り組みをつくりあげていくことを目指したものでした。また、施設関係者による処遇困難ケースの検討においても、施設としてどのように対応するべきかという自らの課題にとどまらず、地域の社会資源との連携にも踏み込んで検討しています。

これらの視点は社協活動の原点といえるものです。「社会福祉協議会」とは本来、地域社会のニーズを、さまざまな方々の協働によって解決を目指していく「場」であり、このことを改めて認識し、今後の本会活動の推進に努めていきたいと思えます。

(企画調整・情報提供担当)